

女性が安心して働ける

建設現場づくりを **支援** します！

人材確保等支援助成金

作業員宿舍等設置助成コース(建設分野)(女性専用作業員施設設置経費助成)

助成金の概要

女性が安心して働くことのできる建設現場づくりの取組を支援するため、女性建設労働者のための施設を賃借する中小建設事業主に対して経費の一部を助成します。

支給対象

元方の中小建設事業主

対象事業

元方の中小建設事業主が施工管理を行う工事現場において、女性建設労働者のための施設(**トイレ、更衣室、シャワー室、浴室**)の賃借を行うもの。

※助成対象となる女性専用作業員施設と同じ区分の作業員施設を男性の建設労働者に対しても整備すること等が必要です。

支給額

賃借料等の **60%**

※その他、特定の要件を満たすことで助成額を上乗せして受給できる場合があります。

※一事業年度あたり **90万円** が上限です。

申請手続き

1

計画届の提出

賃借事業を開始しようとする日の原則 **2週間前まで**に「計画届」と添付書類を提出してください。

2

施設の賃借

作業員施設の賃借を行います。

3

支給申請書の提出

賃借終了後、以下に定められた期限までに「支給申請書」と添付書類を提出してください。

賃借事業 終了月	支給申請書 提出期限
4月、5月、6月	7月1日～8月末日まで
7月、8月、9月	10月1日～11月末日まで
10月、11月、12月	翌1月1日～2月末日まで
1月、2月、3月	3月1日～5月末日まで

4

助成金の支給

労働局での審査後、助成金が支給されます。

詳細・お問い合わせ

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください、各都道府県労働局にお問い合わせください。

■ 支給要領



■ 都道府県労働局
お問い合わせ先

